

杉並区議会庁内CATV放映要綱

(平成5年3月10日議会運営委員会決定)

改正 平成22年9月1日議会運営委員会決定

平成23年6月28日議会運営委員会決定

令和8年3月27日杉議会第1274号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区議会の会議等を庁内CATVにより放映することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(放映対象)

第2条 放映対象は、議場及び第3・4委員会室で開かれる本会議並びに常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）とする。

(放映時間)

第3条 放映時間は、会議等の開会から閉会までとする。

(放映内容)

第4条 放映内容は、会議等（秘密会とされたものその他議長が必要と認めるものを除く。）の中継とする。

(撮影)

第5条 映像は、議場においては、傍聴席上部に設置する固定カメラ1台及び前方上部両側に設置する固定カメラ各1台により演壇、議長席等を撮影するものとし、第3・4委員会室においては、天井に設置する固定カメラ4台により委員長席、発言者席、理事者席等を撮影するものとする。

(映像)

第6条 映像は、カラー映像で、説明のためテロップを表示するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内CATV放映に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日議会運営委員会決定）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日杉議会第1274号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。